

相双地区各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり「南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策」をとることが示されました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を、双葉郡を除く相双地区の県立学校において“レベル2”に引き上げ、下記のとおりとしますので、感染症対策を一層徹底するようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

* 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22Ver.7）」（以下「衛生管理マニュアル」とする。）P16

記

1 対象期間 令和4年1月21日（金）から同年2月6日（日）まで

※終了期日が変更となる際は、改めて通知します。

2 対象期間における対応

- (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、停止すること。
- (2) 不要不急の外出及び感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道府県をまたぐ往来を控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め、都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
- (3) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底すること。
- (4) 部活動においては、各種大会の参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。
- (5) 児童生徒等の同居家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。

* 「衛生管理マニュアル」P22、45～47 参照

（事務担当 高校教育課	主幹 亀田	電話 024-521-7769）
（ 特別支援教育課	主幹 根本	電話 024-521-7779）
（ 健康教育課	主幹 鈴木	電話 024-521-7777）

南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策

令和4年1月19日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

南相馬市民の皆さまへのお願い

■期間 1月21日(金)～
2月6日(日)

不要不急の外出自粛

南相馬市の事業者の皆さまへのお願い

■期間 1月21日(金)午後8時～2月7日(月)午前5時

午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛

(酒類の提供は午後7時まで)

- 対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の施設
 - ・接待を伴う飲食店
 - ・酒類を提供する飲食店

※ふくしま感染防止対策認定店、非認定店の区別はありません。
※ワクチン・検査パッケージ制度による人数制限緩和は適用しません。
- 地域 **南相馬市全域**
- 協力金 時短営業に御協力いただいた場合、**協力金**を支給
(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))
- 問い合わせ窓口：**福島県時短要請コールセンター**
電話：**024-521-8562** (受付時間9時～17時)

その他の対応

- 専門学校** 感染リスクの高い活動(例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。
- 小・中・高等学校** 感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など感染防止対策の徹底をお願いします。
(※小中学校：南相馬市内、高校：双葉郡を除く相双地区)
- 医療機関、高齢者・障がい(児)者施設** 感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。